阪南市取組み報告

〇座　長　では、阪南市から報告お願いします。

○阪南市　平成２８年度からのアウトリーチの事業について成果をご報告させていただきます。

　　　　　まず、阪南市ですが、課題解決型として家庭教育支援員を派遣しています。課題解決ということで、学校からの要請があったところに派遣する形を取っていましたが、平成２８年度は、適応指導教室に配置し、適応指導教室に在籍する児童・生徒の家庭を中心に、その家庭の改善を目指しました。平成２８年度の適応指導教室だけの対応では少し幅が狭すぎるということで、２９年度から不登校の課題のある学校に家庭教育支援スクールソーシャルワーカーと家庭教育支援員を配置して、学校と保護者の面接に家庭教育支援員が同席することで、個人情報の壁を越えて家庭教育支援員が直接保護者と関わることができるということを経験することができました。

　　　　　また、コミュニティソーシャルワーカーの方と今後の連携を進める中で、「学校で保護者と会う席に、私たちも一緒に同席させていただくことができたら、個人情報の壁も乗り越えて一緒に連携していけるのではないか」という意見をいただきまして、この形でコミュニティソーシャルワーカーとも連携していくことを始めました。

　　　　　平成２９年度の後半から平成３０年度１月までの１年間コミュニティソーシャルワーカーと連携してきたのは５件あります。家庭教育支援員は、現在は中学校卒業までの関わりしかありませんが、家庭がコミュニティソーシャルワーカーとつながってくれることで、コミュニティソーシャルワーカーが継続して大人の引きこもりにも対応してくれるのではないかということで期待を寄せているところです。

　　　　　次に、課題のある家庭に、アウトリーチする手法について、今回もこのモデル事業を活用させていただいたことから、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化し、今後も継続して連携できる関係ができたことと、あと、平成２９年度には不登校家庭支援研究協議会、訪問支援活動親学習講座、研究・交流報告の実施、平成３０年度からは、共生のまちづくり庁内連携会議、丸ごとネットワーク推進会議、健康部との連携会議、あと、「生活改善リーフレット」の配布ということで、他機関と連携する場を広げることができました。

　　　　　具体的な成果としては、家庭の項目別状況が改善したものや、適応指導教室の在籍生徒の登校状態の改善などがあります。また、コミュニティソーシャルワーカーが関わっている家庭で、アウトリーチが必要と思われる学齢期の子どもが関係するケースについて、コミュニティソーシャルワーカーが家庭教育支援チームと連携して、学校とも協力して支援していくことができる体制を次年度に向けて整理しているところです。

　　　　　今年度、スクールソーシャルワーカーを小・中学校１３校のうち１１校に、多いところで年間１０回、少ないところで年間３回、配置させていただいたことで学校にある事例をスクールソーシャルワーカーが集約し、その中からピックアップしてケース会議を持つことができました。平成３１年度は、全小・中学校に年間１０回程度スクールソーシャルワーカーを配置することを計画しております。スクールソーシャルワーカーが学校の情報を整理して、家庭教育支援が必要な家庭を洗い出していこうと思っております。そのためにも学校に、スクリーニングシートを全校児童・生徒に対して、作成するように言っておりますので、そのシートをもとにスクールソーシャルワーカーが見立てて、コミュニティソーシャルワーカーと連携する。逆にコミュニティソーシャルワーカーも、コミュニティソーシャルワーカーが先につながっているケースについては、学校と連携すべきケースを洗い出してもらって、出てきたケースについて、個人情報を共有するのに課題があるのであれば「同席して一緒に話を聞こう」ということで、保護者からの相談を学校とコミュニティソーシャルワーカーと家庭教育支援員がいる場で話をしてもらうことで、個人情報の壁を超えることができるのかという取組みもしております。

　　　　　まだモデルは少ないのですが、一度でもその連携の手ごたえを感じた学校はどんどん連携していこうということで、昨年度までは「コミュニティソーシャルワーカーって何」という状態でしたが、今年度に関しては、コミュニティソーシャルワーカーに相談しようかなというケースが非常に増えてきているので、今後、好事例を学校、校長会、教頭会、生徒児童担当者部会で情報提供させていただいて、できるだけ早期にコミュニティソーシャルワーカーと家庭教育支援員と連携していく形をつくっていけたらいいということで、来年以降もどんどん発展させていきたいと思っております。阪南市は、以上です。

阪南市の取組みへの意見・質疑

○座　長　ありがとうございました。コミュニティソーシャルワーカーもすごく活用されているということをケースとして伺いました。特にご意見、発言等、よろしいですか。

○委　員　コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーと連携する中で、個人情報はどのようにして壁を乗り越えられているのか、もう少し教えてもらってもいいですか。

○阪南市　まず、連携するケースについてスクールソーシャルワーカーが気になる家庭をピックアップし、集約します。それらのケースについて、コミュニティソーシャルワーカーと連携すればいいのではないかと感じるケースについては、学校から「福祉の人で一緒に話を聞いてもらったほうが、今後、お母さんの役に立つこともいっぱいあると思うし、顔つなぎだけでもやっておいてもらったら、何か困った時にすぐに相談に行ってもらえる人がおるから、一緒に話しませんか」という形で先に紹介して、同席して連絡するということを踏まえております。

○委　員　保護者にですか。

○阪南市　保護者にです。同席して相談するという取組み以前にピックアップして、スクリーニングをかけた家庭については個人情報共有の壁が残っておりまして、その解決のために、本市として、生活困窮者自立支援法の改正で、貧困、又は貧困の疑いのある家庭についての個人情報を共有できるという条件があるので、生活支援課で設置する協議会に学校教育や市民福祉課・コミュニティソーシャルワーカー・社会福祉協議会も交わることで、そこでリストアップして共有することは可能なのではないかということで、個人情報を共有することを可能にしていこうという動きを取っているところです。